

社会福祉法人ことぶき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことぶき会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき役員（理事、監事）及び評議員等の報酬及び実費弁償等について定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは法人の理事、監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

2 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で週3日以上勤務する者、又は、以下の方法等により、常に業務執行を行っているとして評議員が認めたものをいう。

- ① 常時、法人拠点（連携法人を含む）に在籍している者
- ② 常時、役職員との面談会議等が可能であること。
- ③ 電話、電子メールなどを活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること

3 常勤以外の役員を非常勤役員という

4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 役員及び評議員が理事長の命を受けて理事会及び評議員会以外の日において法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表3に定める基準額を各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。また、第3条第4条1項による報酬及び実費弁償費は支払わない。

ただし、通勤費をこえる場合はその実費を支給する。

3 事業所の職員あるいは本部事務局の職を兼務する理事及び選任解任委員には、第3条及び第4条1項は適用しない。

ただし、通勤費をこえる場合はその実費を支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第4条2項の役員等については、前月16日に起算し、翌月15日に締めきり、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に指定の金融機関口座に振り込む。（初年度の初月は1日から15日

分となる)

(2) 第3条及び第4条1項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条の役員及び評議員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第4条2項の役員等については、職員通勤手当に準じ、通勤費をこえる場合にはその実費を支給する。

2 事業所の職員あるいは本部事務局の職を兼務する理事についても、職員通勤手当に準じ、通勤費をこえる場合にはその実費を支給する。

(費用弁償)

第7条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第8条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当(1日につき)、食卓料(1夜につき)とする。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料を別表4により出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 日当は別表4により支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

7 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(出張旅費の仮受け)

第9条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第10条 出張者は出張終了後速やかに出張命令書・旅費精算書に領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに旅費精算書に領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(改正)

第11条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人ことぶ

き会評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年3月24日から施行する。

別表1 出席報酬

名称	報酬（1日）	実費弁償費
理事会出席報酬	10,000円	実費額。自家用車の場合は 1kmにつき30円
評議員会出席報酬	10,000円	
選任解任委員会出席報酬	10,000円	

別表2 業務報酬

名称	報酬（1日）	実費弁償費
理事業務報酬	10,000円	実費額。自家用車の場合は 1kmにつき30円
評議員業務報酬	10,000円	
監事業務報酬	10,000円	

別表3 役員報酬

名称	報酬（月額）	
理事長報酬	1,500,000円	
本部長報酬	420,000円	

別表4 出張旅費

車費	日当（1日につき）	宿泊費（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
30円/km	終日研修 5,000円 半日研修 3,800円 会議・施設訪問等 3,800円	15,000円	3000円

研修は復命書を添付すること。

岡山直島間の出張には、日当・宿泊代・食卓料は支給しない。

交流会・意見交換会等主催者の夕食設定のある研修会にはこの会費を支払い食卓料は支給しない。

但し、この規程にないものは、社会福祉法人ことぶき会旅費規程に準じる